

パラグアイの言語法について  
——バイリンガル教育政策と  
少数先住民言語との間の摩擦——

青 砥 清 一

A Study on The Language Law of Paraguay:  
A Friction Between Bilingual Education  
Policy and Indigenous Minority Languages

Seiichi AOTO

In Paraguay, the Democratic Constitution of 1992 establishes that Castilian and Guaraní shall be official languages, while also respecting the indigenous languages as part of the cultural patrimony of the Nation. Based on the Constitution, the National Bilingual Program started in 1994 and the Language Law was issued in 2010. Finally, in this year, 2018, the First Official Guaraní Grammar was published, by which the base of the system for guaranteeing linguistic rights would be steadily developed. In this paper I will review the history of language policy in Paraguay and discuss linguistic rights and bilingual education through an interpretation of the Language Law and their related data.

キーワード：憲法、言語法、言語権、バイリンガル教育国家計画、  
スペイン語、グアラニー語、少数先住民語

1. 序

南米パラグアイは、1992年に民主憲法が公布され、スペイン語とグアラニー語の公用語化ならびに言語的多様性の尊重が明文化された。新憲法に基づき1994年にバイリンガル教育国家計画が始動し、2010年には言語法が発布された。そして2018年、待望の公用グアラニー語文法書が発行され、二言語使用の保障がまた一歩前進した。だが、バイリンガル政策が進展する一方で、少数先住民諸語の保護および少数先住民の教育権との摩擦

が生じている。本稿では、パラグアイにおける言語政策の歴史を概観した上、言語法と関連データの解釈を通じて言語権およびバイリンガル教育政策について論考する。

## 2. 多言語社会パラグアイ

パラグアイでは、公用語であるスペイン語とグアラニー語のほか、少数先住民諸語、ポルトガル語、日本語、コリア語、ドイツ語などが話されている。

2002年の国勢調査(DGEEC, 2002)によると、国民の約85%がスペイン語とグアラニー語のバイリンガルである。その大半が両言語を概ね自由に話せる「積極的なバイリンガル」(active bilingual)であり、日常会話ではコード切り替えが頻繁に起こる<sup>1)</sup>。

グアラニー語は、パラグアイの自然や伝統文化を表現するのに欠かせない言語である: takuara「竹」、jagua「犬」、jaguar「ジャガー」、tereré「テレレ」(冷やしマテ茶)、ñanduti「ニヤンドウティ」(レース刺繍)等。都市部を中心に話されているグアラニー語変種は、実質的にスペイン語系語彙の混入した俗語であり、グアラニー語で〈混ぜもの〉を意味する「ジョパラ」(jopará)と呼ばれる。対するスペイン語もまたグアラニー語の語彙的影響を受けている。パラグアイの文豪アウグスト・ロア＝バストスは、「グアラニー語化されたスペイン語」(el español guaranizado)で『至高の存在たる余は』(Yo el supremo)を執筆し、1989年にセルバンテス賞を受賞した。

初等学校の教科として指導されているグアラニー語の規範文法は、17世紀イエズス会宣教師アントニオ・ルイス・デ・モントーヤにより作成された文法書と辞書に基づくが、正書法が統一されていなかったため、64種ものテキストが乱立する状況となっている。それゆえ、公文書は専らスペイン語で記録されてきた。しかし2018年、グアラニー語協会(Academia de la Lengua Guaraní)によりグアラニー語公用文法(La Gramática Oficial de la Lengua Guaraní)が発表されたことで、今後は言語法に則り、公文書や公共空間においてグアラニー語の表記が増えていくであろう。

## パラグアイの言語法について

スペイン語は、かつては上流階層で使われる少数派言語であったが、地方の社会開発と就学率の向上などにより、辺境部の先住民を除き、ほぼ全国的に普及している。

スペイン語モノリンガルは、概ね都市部の上流階層に属する。中流階層はスペイン語が第一言語、グアラニー語が第二言語であるが、下流階層はその逆の傾向が強い。地方では、都市部と同様に役所、学校、裁判所などの公的場面において上位語であるが、日常語としてはむしろ劣勢にある。家庭内でスペイン語とグアラニー語を使用する割合は、都市部で6対4であるのに対し、地方では2対8と大きく逆転する (DGEEC, 2002)。

一般的に多言語社会では、現地の固有言語が下流階層の人々によって話されている場合、社会的にも下位に置かれることが多い。たしかにパラグアイでもグアラニー語は、貧困、無知、後進性といった否定的なイメージと結び付いていたが、その一方で独立や戦争の歴史を通じ、愛国心の象徴として肯定的にも認知されている<sup>2)</sup>。もう一つの公用語であるスペイン語は、他のスペイン語諸国との外交関係を維持し、文学、科学などの学術活動を支える教養語である。

上記2つの公用語のほかにも、その他の先住民語を話す人口は少ない。先住民を対象に2012年に実施された国勢調査 (DGEEC, 2012) によると、先住民約11万7千人の内、ほぼ半分の49.3%が第一言語として先住民語 (主にトゥピ=グアラニー語族に属する) を話す。Zanardini (2012:4) によると、話者人口が1万人を超えるムブヤ語 (Mbyá 14,324人)、パニ・タビテラン語 (Pái Tavyterá 13,132人)、アワ語 (Avá 13,430人) などが一方、イシル・トマラホ語 (Ishir Tomaráho 103人)、グアナ語 (Guaná 242人) などは消滅の危機にある。

パラグアイにおけるポルトガル語の話者数は、約30万人である。パラグアイは、隣国ブラジルから軍事的・経済的侵略を受けた苦い歴史があるが、1950年代以降、Puente de Amistad「友好橋」の開通に始まり、1991年に設立された南米南部共同市場「メルコスール」(MERCOSUR)により両国間の人的・物的交流が活性化した。パラグアイのスペイン語には、つぎのようなブラジル・ポルトガル語の借用語がみられる: batouque「ダン

ス」、pedregullo「砂利」、vichear (<vigiar)「監視する」、garrafa「ガスシリンダー」(青砥 2007)。

### 3. 1992年憲法

1989年、アンドレス・ロドリゲス将軍のクーデターが勃発し、パラグアイの政治体制がアルフレド・ストロエスネル軍事独裁から民主主義へと移行した。1992年に新憲法が制定され、グアラニー語はスペイン語と並び公用語に指定された。第140条は、カスティーリャ語(スペイン語)とグアラニー語を公用語に定め、先住民を文化遺産に位置付ける。

**第140条** 言語について。パラグアイは多文化国かつ二言語使用国である。カスティーリャ語とグアラニー語を公用語とする。法は各々の利用の様態を規定する。先住民言語、ならびに他の少数民族言語は、国家の文化遺産を形成する。

バイリンガル地域の多い中南米のなかでも、この140条は画期的である。たしかに、先住民話者の多い地域では現地固有語が域内の公用語に指定されているが、全国規模で先住民の言語を公用語に定める国はパラグアイのみである<sup>3)</sup>。グアラニー語の公用語化を定める新憲法によって、グアラニー語の社会的地位が向上し、母語話者としての自尊心が高められた。

新しい民主憲法の基軸は、軍政時代に抑圧されていた基本的人権の尊重である。全ての国民に教育を平等に受ける権利が保障され、スペイン語を理解しない先住民にも等しく教育機会が与えられた。憲法第77条は、初等学校の開始時におけるグアラニー語での教育を保障する。

**第77条** 母語での教育について。学校教育課程の開始時における教育は、生徒の母語の公用語において実施されるものとする。また、共和国の両公用語を遣って知識を学ぶものとする。母語がグアラニー語ではない少数民族の場合は、二つの公用語のうち一方を選択することができるものとする。

## パラグアイの言語法について

教育権は民主主義の原則に沿うものであるが、パラグアイでは特に、民主化以前に軽視された先住民族の人権状況の改善、貧困解消、および労働力の向上を背景に理解される。地方に多い先住民語母語話者の児童を対象に、まずは教科教育の指導用言語であるスペイン語のリテラシー向上が目指されたが、同時にスペイン語運用能力がまだ十分でない初等教育の低学年児童のため、グアラニー語による教科指導が導入された。

### 4. バイリンガル教育国家計画

憲法に定める言語権と教育権を保障するため、バイリンガル教育国家計画 (Plan Nacional de Educación Bilingüe) が 1994 年に始動した。同計画の特徴はグアラニー語教育の導入であり、つぎに挙げる政策が遂行されている。

- ・ 初等学校におけるグアラニー語科の開設
- ・ 教員養成課程におけるグアラニー語指導者の養成
- ・ 指導用言語としてのグアラニー語の使用
- ・ グアラニー語教材および教育カリキュラムの開発

初等教育課程 (1~4 年次) におけるグアラニー語の週間授業時間は、1 年次 186 分、2~4 年次 135 分に設定されている (DGEPMEC, 2011: 31-32)。授業内容は低学年では文字と挨拶表現が中心であるが、学年が上がるにつれ、口語体のみならず文語体でも読み書きができるよう文法指導が行われる。この計画は、開始から 20 年以上が経過したが、非識字率の低下 (1992 年 9.7% から 2011 年 4.7%: UNDP, 2013) に一定の成果が認められる。

その一方、国立教育過程評価機構の発表した 2015 年国勢調査評価によると、6 年生 (12 歳児) のグアラニー語コミュニケーション能力の格差が公立学校と私立学校の間でみられ、平均値を超える 6 年生の割合は公立学校で 49% であるが、私立学校では 35% に下がる (SNEPE, 2018)。つまり、私立学校に通う 6 年生の 65% が平均値以下という不均衡が生じている。それゆえ、グアラニー語教育を改善するため、教員養成体制および私立学校教員向けの教材配布に関して計画の見直しが検討されている (Agencia de Información Paraguaya, 2018)。

バイリンガリズムの陰でほとんど取り上げられていないが、少数先住民

語話者のための言語教育の促進と識字率の向上も喫緊の課題である。2012年の国勢調査(DGEEC, 2012)によると、15歳以上の先住民の38%が非識字者である。青砥(2008)は、バイリンガル教育国家計画の問題として、教科指導用言語としての少数先住民諸語の使用が低学年に限られている点を指摘した。先住民児童のじつに4割が初等学校を2年次で中退している(DGEEC, 2012)。その原因は、家計を助けるため農作業などの労働に従事するようになる経済的事由のほかに、公用語の習得のため3年次辺りからスペイン語とグアラニー語による教科指導が増え、少数先住民が母語で教育を受ける機会が減少ないし消失するためと考えられる。

## 5. 言語法

パラグアイの「言語法」(Ley de Lenguas)は、上院で2010年10月7日、下院で12月9日に可決・承認され、同月29日に発効した。2つの章、全52条から構成され、同国における言語権の保護および言語政策当局を定める。本節では、重要な関連条文をいくつか考察する。

まず、文化的多様性について第2条は、つぎのように規定する。

国は、パラグアイの特徴である文化的多様性ならびにスペイン語およびグアラニー語の二言語使用を保護し、2つの公用語の促進および発展、ならびに先住民の文化と言語の保存および促進に留意する。

本条は、憲法第140条に基づくものであるが、文末の「留意する」(velar)という動詞の使用に鑑みて、国の努力規定であると判断される。即ち、個々の国民に対して言語権を保障するのではなく、かかる政策遂行の努力を講じる旨のプログラム規定と理解される。

国際機関におけるグアラニー語の使用について、パラグアイ政府は、第4条に基づきグアラニー語の公用語化を広める活動を展開している。その働きかけが功を奏し、現在グアラニー語はスペイン語とポルトガル語とともにメルコスールの公用語に指定されている。

パラグアイにおける言語権は、公務員との連絡、公報、裁判、学校教育

## パラグアイの言語法について

などの公的領域にとどまらず、「民間企業主から労働および経営に関する一般事項について自己の言語により情報を受け取る権利」(第9条2号)といった私的領域にまで拡張している。しかし、書面による通知については、正書法の確立されていない少数先住民語にまでその使用義務を私人たる企業主に課するのは酷に失し、現時点では実効性が低いといえる。企業主と労働者の間の使用言語については、まずは公的機関によるグアラニー語の通用を待つことになろう。裁判所がグアラニー語による判決文を交付しないにも拘らず、私企業に対してグアラニー語による通知を命じる判決や決定を下すのは背理である。

裁判における言語権(第9条5号)は、具体的にどのように保護されるのか。ここで刑事訴訟法を参照したい。同法は、裁判で公用語のみを使用することができる(刑訴法第115条)と規定するが、その一方で、公用語を理解しない被告人のため裁判官が職権で通訳を指名することを義務付ける(刑訴法第7条)。判決文は専らスペイン語で作成されるが、判決文が朗読された後直ちに、その内容がグアラニー語で説明されなければならない(刑訴法第118条, 第399条)。公用の字母と文法が整備された今、判決文でのグアラニー語使用を義務付けるための法改正が必要となる。

バイリンガル教育に関わる条項は2つある。第10条1号は、バイリンガル教育計画が従来通り国の管轄下にあることを定める。グアラニー語が「国家の文化的アイデンティティー」「国家統合の手段」(第3条)である以上、グアラニー語教育は国家の根幹に関わる事柄であるため、地方自治体には移譲されず、国の責任において推進される。とはいえ、各地方の言語事情に応じてバイリンガル教育政策を適宜調整することも必要であろう。

もう一つの第9条6号は、母語としてのスペイン語、グアラニー語またはその他の先住民語で教育を受ける権利を定める。就中、初等教育における少数先住民語の使用は極めて重要である。なぜならば、上記のとおり、経済的理由と併せ、少数先住民語による教育機会を十分に与えられていないがゆえに、初等学校を中退する児童が少なくないからである。

第14条は、公文書におけるグアラニー語の使用について以下のとおり規定する。

共和国の法律はスペイン語で発布されるが、国の機関は、グアラニー語の正式な字母と文法が定められたならば、双方の公用語で文書を準備する。

前述のとおり、正式なグアラニー語文法書が2018年に公表されたことから、今後は本条に違ひ、国の機関はグアラニー語で公文書を作成する義務を負うこととなる。さらにその影響は、グアラニー語を公用語とするメルコスールにも早晚波及すると予想される。

最後に、公共空間におけるグアラニー語表記に関する第25条をみたい。

官公庁および地方自治体は、街路表示、交通標識、商業掲示、ならびに教育施設、文化施設、娯楽施設、社会施設、スポーツ施設および宗教施設等の掲示板が、グアラニー語の公用の字母と文法が定められた後、両公用語で表示されるための規則を公布し、その実現に留意する。

公共の標識については、スペイン語表記が一般的であり、今までこの規定が十分に遵守されてきたとはいえない。しかし、パラグアイの公共施設には、図1に掲げるように、グアラニー語による表記がよくみられる(観光局とゴミ収集車の例)。市中に広告や看板を掲げる民間企業は、グアラニー語の社名・店名を付けることで顧客に親近感を与える(材木等取扱店の例)。なお、キリスト教メノー派の入植地であるフィラデルフィア市は、ドイツ語話者が多く、スペイン語とドイツ語の併記された交通標識もみられる。多言語社会たるパラグアイの一場面である。

正式な字母と文法が定められたことで、官民共々、さまざまな公共空間においてグアラニー語表記がますます増えていくであろう。



パラグアイの言語法について

図1 パラグアイの多言語景観



スペイン語 TURISTA（観光客）とゲアラニー語 ROGA（家）  
「観光客の家」（観光案内所）  
アスンシオン市



ごみ収集車に記されたゲアラニー語の標語  
ÑAMOPOTI ÑANDE TAVA  
「私たちの街をきれいにしましょう」  
コンセプション市



材木等小売店の屋号  
KARAI PUKU  
「のっぼさん」  
フィラデルフィア市



スペイン語（上）とドイツ語（下）の交通標識  
「生徒の横断歩道」  
フィラデルフィア市

（以上筆者撮影）

## 6. 結語

パラグアイ政府は、憲法および言語法に則り、スペイン語とグアラニー語のバイリンガル教育政策を推し進めてきた。2018年にグアラニー語の公用文法が発表されたことにより、公的場面におけるグアラニー語の使用が拡大していくであろう。

その一方、憲法に基づき国の文化遺産として尊重されるべき少数先住民諸語は、話者数が減少し、なかには消滅の危機に瀕している。また、少数先住民は母語による教育を十分に受けられないため、初等学校中退率と非識字率が高い。グアラニー語教育を導入したバイリンガル教育政策により、皮肉にも学校での少数先住民語の使用が妨げられ、その衰退の後押しとなっている。このような状況は、実質的に少数先住民族に対する同化政策と変わらず、憲法の理念に反するといえる。今後、先住民コミュニティー出身の教員を養成し、少なくとも初等教育課程の修了時までには各地の先住民語で教育を受けられる体制を早急に整備すべきである。

### 注

- 1) パラグアイのバイリンガリズムに関する先行研究には、Rubin (1968), Corvalán (1976, 1992), Welti (1979), Pic-Gillard (2004), Gaona Velázquez (2013) などがある。
- 2) パラグアイにおいてグアラニー語が公的場面で使用されなかった主な原因は、正式な字母・文法が定立されていなかったことと、行政・法律用語が整備されていなかったためであり、フランコ体制下のスペインにおけるカタルーニャ語のように中央政府による弾圧を受けたり法律で禁じられたりしたからではない。カタルーニャ語は禁止から公用語化への勢いに乗って言語正常化が進められたが、それほど大きな負の作用を受けてこなかったグアラニー語にはそのぶん強い反作用も生じない。このことも公的使用の振興が停滞している一因であると考えられる。
- 3) ベルー、ボリビアなどのアンデス山地では、ケチュア語とアイマラ語が公用語に指定されている。また、パラグアイに隣接するアルゼンチン北東部のコリエンテス県では、2004年10月の県議会においてグアラニー語の公用語化が承認された(法令 5.598号)。

## パラグアイの言語法について

### 参考文献

- 青砥清一 (2007) 『パラグアイにおけるスペイン語のバリエーション: 言語、社会、認知の相互作用』東京大学大学院課程博士論文
- 青砥清一 (2008) 「パラグアイのバイリンガル教育計画について」『神田外語大学紀要』20号、291–309頁
- 塚原信行 (2012) 「多言語主義再考パラグアイ——言語政策の移植は可能か」砂野幸稔編『多言語主義再考 多言語状況の比較研究』三元社、142–166頁
- Agencia de Información Paraguaya. Reformularán el plan de bilingüismo para la educación en colegios del país. (2018, abril 3). <https://www.ip.gov.py/ip/reformularan-el-plan-de-bilinguismo-para-la-educacion-en-colegios-del-pais/> (2018–08–16 閲覧)
- Corvalán, G. (1976) El bilingüismo en el Paraguay. *Revista Paraguaya de Sociología*, 13 (37), pp. 7–35.
- Corvalán, G. (1992) El bilingüismo urbano en el Paraguay. El caso del la Ciudad de la Asunción. *Anuario de Lingüística Hispánica*. Valladolid: Secretariado de Publicaciones de la Universidad de Valladolid.
- Dirección General de Educación Permanente del Ministerio de Educación y Cultura (DGPEMEC) (2011) *DISEÑO CURRICULAR. EDUCACIÓN BÁSICA BILINGÜE PARA PERSONAS JÓVENES Y ADULTAS*. [https://mec.gov.py/cms\\_v2/adjuntos/9791](https://mec.gov.py/cms_v2/adjuntos/9791) (2018–10–23 閲覧)
- Dirección General de Estadística, Encuestas y Censos (DGEEC) (2002) *Censo Nacional de Población y Viviendas*. [http://www.dgeec.gov.py/Publicaciones/Biblioteca/censo2002\\_muestra10/vivienda\\_poblacion\\_censo\\_2002.pdf](http://www.dgeec.gov.py/Publicaciones/Biblioteca/censo2002_muestra10/vivienda_poblacion_censo_2002.pdf) (2018–08–16 閲覧)
- Dirección General de Estadística, Encuestas y Censos (DGEEC) (2012) *III Censo Nacional de Población y Viviendas para Pueblos Indígenas*. [http://www.dgeec.gov.py/Publicaciones/Biblioteca/indigena2012/Triptico%20Resultados%20Finales\\_Version%20en%20castellano.pdf](http://www.dgeec.gov.py/Publicaciones/Biblioteca/indigena2012/Triptico%20Resultados%20Finales_Version%20en%20castellano.pdf) (2018–08–18 閲覧)
- Gaona Velázquez, I. A. (2013) *El bilingüismo guaraní castellano y su incidencia en la producción escrita de los alumnos al final del primer ciclo de la EEB*. Trabajo final de posgrado. Universidad Nacional de La Plata. Facultad de Humanidades y Ciencias de la Educación. <http://www.memoria.fahce.unlp.edu.ar/tesis/te.834/te.834.pdf> (2018–10–21 閲覧)
- Pic-Gillard, C. (2004) *Incidencias sociolingüísticas del Plan de Educación Bilingüe Paraguay 1994–1999*. Asunción: Servilibro.
- Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo (PNUD) (2013) *Informe Nacional sobre Desarrollo Humano Paraguay 2013: Trabajo Decente y Desarrollo Humano*.
- Rubin, J. (1968) *National Bilingualism in Paraguay*. Paris: Mouton.

- Sistema Nacional de Evaluación del Proceso Educativo (SNEPE) (2018)  
PRESENTACIÓN DE RESULTADOS DE LA EVALUACIÓN NACIONAL  
DE LOS APRENDIZAJES - Aplicación Censal 2015.
- Welti, M. C. R. de. (1979) Bilingüismo en el Paraguay. *Revista Paraguaya de Sociología*,  
46. Centro Paraguayo de Estudios Sociológicos. pp. 63-98.
- Zanardini, J. (2012) Lenguas Indígenas del Paraguay. Congreso Iberoamericano de las  
Lenguas en la Educación y en la Cultura / IV Congreso Leer.es. Salamanca, España,  
5 al 7 de septiembre de 2012.